

伊勢市公報

第438号
 令和6年2月5日
 月曜日

目次

| | 頁 |
|---|----|
| 病院事業管理規程 | |
| ○ 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程 | 2 |
| 告 示 | |
| ○ 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者の指定について | 7 |
| ○ 伊勢河崎商人館の指定管理者の指定について | 8 |
| ○ 伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の指定について | 9 |
| ○ 今一色コミュニティセンターの指定管理者の指定について | 10 |
| ○ いせ市民活動センターの指定管理者の指定について | 11 |
| ○ 伊勢市都市農山村交流促進施設の指定管理者の指定について | 12 |
| ○ 賓日館の指定管理者の指定について | 13 |
| ○ 伊勢市神社海の駅の指定管理者の指定について | 14 |
| ○ 地方税法又は伊勢市市税条例に基づく申告等に関する期限の延長について | 15 |
| ○ 指定納付受託者の指定の告示事項の変更について | 16 |
| ○ 放置自転車等の撤去及び保管について | 17 |
| ○ 指定納付受託者の指定について | 19 |
| ○ 指定納付受託者の指定について | 20 |
| 教育委員会告示 | |
| ○ 伊勢市立図書館の指定管理者の指定について | 21 |
| ○ 伊勢市生涯学習センターの指定管理者の指定について | 22 |
| 公 告 | |
| ○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更に係る案の縦覧について | 23 |

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年1月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第1号

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 介護初任者

第6条第3項中「介護福祉士」の次に「、介護初任者」を加える。

別表第3の1の表中

「

| | | | | |
|-------|--|---|----|----|
| 防犯相談員 | | 1 | 37 | 45 |
|-------|--|---|----|----|

を

」

「

| | | | | |
|-----------|-------------------|---|----|----|
| 防犯相談員（1種） | 警察との調整業務を主として行うもの | 1 | 69 | 77 |
| 防犯相談員（2種） | 防犯相談員（1種）以外のもの | 1 | 37 | 45 |

に

」

改める。

別表第3の2の表介護福祉士（1種）の項中「17」を「25」に、「25」を「33」に改め、同表介護福祉士（2種）の項中「33」を「45」に、「41」を「53」に改め、同表中

「

| | | | | |
|-----------|--------------------------------|---|---|---|
| 看護補助者（1種） | 常時勤務を要する看護師と同等回数 の夜間勤務を行うもの | 2 | 1 | 9 |
|-----------|--------------------------------|---|---|---|

を

| | | | | |
|-----------|----------------|---|----|----|
| 看護補助者（2種） | 看護補助者（1種）以外のもの | 1 | 17 | 25 |
|-----------|----------------|---|----|----|

」

「

| | | | | |
|-----------|-----------------------------------|---|----|----|
| 介護初任者（1種） | 常時勤務を要する看護師と同等回数 の夜間勤務を行うもの | 2 | 13 | 21 |
| 介護初任者（2種） | 介護初任者（1種）以外のもの | 1 | 33 | 41 |
| 看護補助者（1種） | 常時勤務を要する看護師と同等回数 の夜間勤務を行うもの | 2 | 1 | 9 |
| 看護補助者（2種） | 看護補助者（1種）以外の者であつて、 病棟で勤務するもの | 1 | 21 | 29 |
| 看護補助者（3種） | 看護補助者（1種）以外の者であつて、 病棟以外で勤務するもの | 1 | 17 | 25 |

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和6年2月1日から施行する。
（号給の切替え）
- 令和6年2月1日（以下「切替日」という。）の前日において、次の表の切替日の前日の職種の欄に掲げる職種に従事し、切替日に同表の切替日の職種の欄に掲げる職種に従事していた会計年度任用職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表の新号給の欄に定める号給とする。

| 切替日の前日の職種 | 切替日の職種 | 旧号給 | 新号給 |
|-----------|-----------|------|------|
| 防犯相談員 | 防犯相談員（2種） | 37号給 | 37号給 |
| | | 38号給 | 38号給 |
| | | 39号給 | 39号給 |
| | | 40号給 | 40号給 |
| | | 41号給 | 41号給 |
| | | 42号給 | 42号給 |
| | | 43号給 | 43号給 |
| | | 44号給 | 44号給 |
| | | 45号給 | 45号給 |
| 介護福祉士（1種） | 介護福祉士（1種） | 17号給 | 25号給 |
| | | 18号給 | 26号給 |
| | | 19号給 | 27号給 |
| | | 20号給 | 28号給 |
| | | 21号給 | 29号給 |
| | | 22号給 | 30号給 |
| | | 23号給 | 31号給 |
| | | 24号給 | 32号給 |
| | | 25号給 | 33号給 |
| 介護福祉士（2種） | 介護福祉士（2種） | 33号給 | 45号給 |
| | | 34号給 | 46号給 |
| | | 35号給 | 47号給 |
| | | 36号給 | 48号給 |
| | | 37号給 | 49号給 |
| | | 38号給 | 50号給 |

| | | | |
|-----------|-----------|------|------|
| | | 39号給 | 51号給 |
| | | 40号給 | 52号給 |
| | | 41号給 | 53号給 |
| 看護補助者（2種） | 看護補助者（2種） | 17号給 | 21号給 |
| | | 18号給 | 22号給 |
| | | 19号給 | 23号給 |
| | | 20号給 | 24号給 |
| | | 21号給 | 25号給 |
| | | 22号給 | 26号給 |
| | | 23号給 | 27号給 |
| | | 24号給 | 28号給 |
| | | 25号給 | 29号給 |
| 看護補助者（2種） | 看護補助者（3種） | 17号給 | 17号給 |
| | | 18号給 | 18号給 |
| | | 19号給 | 19号給 |
| | | 20号給 | 20号給 |
| | | 21号給 | 21号給 |
| | | 22号給 | 22号給 |
| | | 23号給 | 23号給 |
| | | 24号給 | 24号給 |
| | | 25号給 | 25号給 |

伊勢市告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 1 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者となる団体

伊勢市中之町 69 番地

伊勢古市参宮街道資料館運営委員会

委員長 世古 富保

2 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢河崎商人館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和6年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市河崎2丁目5番9号

特定非営利活動法人伊勢河崎まちづくり衆

理事長 高橋 徹

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

伊勢市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和6年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

東京都千代田区神田小川町1丁目2番地
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表取締役 橋本 鉄司

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

伊勢市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、今一色コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和6年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者となる団体

伊勢市二見町今一色 874 番地 399

今一色区自治会

区長 濱條 勉

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

伊勢市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、いせ市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和6年1月17日

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 指定管理者となる団体

伊勢市前山町1522番地39

特定非営利活動法人いせコンビニネット

理事長 伊東 俊一

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

伊勢市告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市都市農山村交流促進施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和6年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定管理者となる団体
伊勢市横輪町594番地
横輪町活性化委員会
代表者 上田 和夫

- 2 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

伊勢市告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
賓日館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定
管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条
第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 1 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者となる団体

伊勢市二見町茶屋 232 番地

特定非営利活動法人二見浦・賓日館の会

会長 奥野 雅則

2 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市神社海の駅の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和6年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市神社港60番地

特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループ

理事長 川畑 幸也

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

伊勢市告示第 10 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日以降に到来するものについては、その期限を延長します。

令和 6 年 1 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 期限を延長する地域

富山県及び石川県

2 延長後の期限

別途告示で定める期日

3 期限を延長する理由

令和 6 年能登半島地震により被災した可能性があるため。

伊勢市告示第 11 号

令和 5 年 3 月 30 日伊勢市告示第 48 号(指定納付受託者の指定について)
の一部を次のように変更します。

令和 6 年 1 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 項中「東京都渋谷区渋谷 2 丁目 24 番 12 号」を「東京都品川区上大
崎 3 丁目 1 番 1 号」に改める。

伊勢市告示第 12 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 1 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

| 保管自転車等の種類 | 自転車等を撤去した日時 | 保管自転車等が放置されていた場所 | 台数 |
|-----------|----------------------------------|-------------------------|-----|
| 自転車 | 令和 5 年 12 月 21 日 午前 9 時 | 宮川駅南駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内) | 1 台 |
| 〃 | 〃 | 宮町駅駐輪場 (伊勢市御薊町高向地内) | 5 台 |
| 〃 | 令和 5 年 12 月 21 日 午前 10 時 30 分 | 宮川駅東駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内) | 2 台 |
| 計 | | | 8 台 |

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、LINE Pay 株式会社が提供する LINE Pay 決済サービスを利用して納付される一時保育に係る特別保育料（一時保育負担金）の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 6 年 1 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

LINE Pay 株式会社

東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号 住友不動産大崎ガーデンタワー
22 階

2 指定をした日

令和 6 年 1 月 19 日

3 指定期間

令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社エフレジが提供する F-R E G I 決済代行サービスを利用して納付される一時保育に係る特別保育料（一時保育負担金）の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 6 年 1 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A
- 2 指定をした日
令和 6 年 1 月 19 日
- 3 指定期間
令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市立図書館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和6年1月17日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊 晴

1 指定管理者となる団体

東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和6年1月17日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊 晴

1 指定管理者となる団体

伊勢市二見町松下 1349 番地 164
特定非営利活動法人 まなびの広場
理事長 岡島 久美子

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

伊勢市公告第 2 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 6 年 1 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

自 令和 6 年 1 月 19 日

至 令和 6 年 2 月 18 日

2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

伊勢市産業観光部 農林水産課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-21-5645

F A X 0596-21-5651

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。